

れいわ ねんど
令和8年度
桐生市男女共同参画
フォトコンテスト

たいしょう きりゅう し だん じょ きょうどう さんかく
対象 桐生市内の小学生・中学生相当
がっこう かい ちいき
学校や家庭、地域などみんなのまわりで、
じぶん かつやく しゃしん ぼしゅう
いきいきと自分らしく活躍している写真を募集します！



れいわ ねんど にゅうしょうさくひん
▲令和7年度 入賞作品

じぶん かがや しゅんかん
テーマ「自分らしく輝く瞬間」

おうぼ しゃしん えら
応募するときに、写真にあうものを選ぼう！

- ☐ かてい きょうりよく りょうり そうじ
家庭で協力（料理・掃除など）
- ☐ す おちゅう しゅみ とくい
好きなことに夢中（趣味や得意なこと）
- ☐ ゆめ む ちようせん べんきょう なら ごと
夢に向かって挑戦（勉強・スポーツ・習い事など）
- ☐ しごと せいかつ りょうりつ しごと こそだ かぞく じかん
仕事と生活を両立（仕事・子育て・家族の時間）
- ☐ あんしん ちいき ちいきかつどう こうりゅう ぼうさい
安心できる地域（地域活動・交流・防災）
- ☐ げんき あそ うんどう
元気いっぱい（遊び・運動・チャレンジ）

おうぼ ほうほう
応募方法（インターネットからの応募のみ）

えら
上のテーマの中から1つ選び、
しゃしん じいない
写真に『タイトル』（15字以内）と『コメント』（50字以内）をつけて、
おうぼ
応募フォームから応募してください。

いっしょ にゅうりよく
※なるべくおとなの人と一緒に入力してください。
かお ばあい ほんにん きょか と
※写真に人の顔がうつる場合は、かならず本人に許可を取ってください。
にゅうしょう しゃしん しんぶん とうかい
入賞した写真は、新聞にのったり、市のホームページで公開されます。
めん かくにん
※かわいいルールは、うら面を確認してください。

URL : <https://logoform.jp/f/KxtWK>

ぼしゅうきかん れいわ ねん がつ にち げつ
募集期間 令和8年8月31日(月)まで

にゅうしょうしゃ
入賞者には
桐ペイカード
& 賞状を
プレゼント！
※学校経由にて

おうぼ
応募フォームQRコード
(LoGoフォーム)



おうぼ まえ ひと いっしょ
応募する前に、おとなの人と一緒によんでください。

作品規定

1. 応募は画像データ作品に限ります。
※ 画像データ作品とは、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影した画像 データおよび、フィルムカメラで撮影しスキャナで作成した画像データ。
2. トリミングや色調整等の微修正は認めますが、大幅な修正や合成した写真、組写真は応募できません。
ただしカラー、モノクロは問いません。
3. 画像データのファイル形式はJPEG、JPG、PNGとし、画像データの1作品あたりのファイルサイズは10MB以内(大きい画像は10MB以内に圧縮する)とします。
4. 応募の上限は1人3点まで。作品は未発表のものに限ります。他のコンテストに出品した作品や応募中(審査中)の作品は応募できません。

注意事項

1. コンテストの審査経過に関する問い合わせには応じられませんので、予めご了承ください。
2. 応募作品は返却いたしません。
3. 応募フォーム以外の方法での画像データ作品の受付は行いません。
4. 応募者の個人情報は桐生市個人情報保護条例に基づき適切に管理し、本コンテストにかかる通知や発送以外の目的には使用しません。
5. 入賞作品は、新聞等への掲載や、市役所等で展示、市ホームページで公開されることがあります。

権利関係

1. 被写体に関する著作権や肖像権、その他権利について、必ず権利者や被写体本人(未成年の場合は保護者)等の承諾を得たうえで応募してください。
他人の著作権や肖像権を侵害するような行為が行われた場合、主催者はそれらに関するトラブルへの責任は一切負いません。
2. 他人の名前の使用や事実を偽っての応募など、応募内容に不正が認められた場合は失格となります。
3. 応募作品が公序良俗に反する、第三者を誹謗中傷する、第三者のプライバシーを侵害する、または法令等に違反する恐れがあると判断される場合は失格となります。
4. 作品の著作権は撮影者に帰属しますが、主催者が入賞作品を以下の範囲において無償で使用できるものとします。
 - ① 主催者が催す催事での展示、市の広報や啓発活動などの用途で、ホームページや印刷物などへ掲載すること。
 - ② 応募作品の一部に軽微な加工(トリミングや氏名等の付記)をすること。
この場合、撮影者は加工された成果物に対して著作者人格権を行使しないものとします。
 - ③ 入賞作品を使用する場合は、原則として入賞者の名前・作品名・学校名・学年を表示します。

著作権と肖像権

著作権とは、「自分が作った作品に関する権利」です。

作品は作った人の許可なくみんなに見せたり、名前を公表したり、内容を変えたりしてはいけません。

肖像権とは、「勝手に写真に撮られたり、撮られた写真を勝手に公開されたりしない権利」です。

まちで知らない人の写真をとって公開することは、肖像権侵害に当たります。

お問い合わせ

桐生市 市民生活部 地域づくり課

〒376-8501 桐生市織姫町1-1

電話:0277-32-3129

FAX:0277-46-1028

e-mail:chiikizukuri@city.kiryu.lg.jp